（略）	（略）
東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	

○気象庁告示第四号

気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第十四条の規定に基づき、気象業務法第九条の検定の対象となる気象測器の検定の合格基準を定める告示（平成十四年気象庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月三十日

気象庁長官　橋田　俊彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（目盛） **第七条**　気象測器（記録紙を含む。）の目盛は、次の各号に適合するものでなければならない。 一　（略） 二　目盛線が気象測器の表す量の一定量ごとに付されていること。 三～五　（略） 六　主な目盛線に、気象測器の表す量を示す数字（以下「目盛数字」という。）を付したものであること。 七　ガラス管を用いた気象測器にあっては、ガラス管の中心軸に対して直角に目盛線が付されたものであること。 （構造） **第二十六条**　電気式温度計は、次の各号に掲げるものを有するものでなければならない。 一　感温体としての測温抵抗体（以下この款において「抵抗体」という。）、熱電対の測温接点、水晶片又はトランジスタ素子	（目盛） **第七条**　気象測器（記録紙を含む。）の目盛は、次の各号に適合するものでなければならない。 一　（略） 二　目盛線（貯水型指示雨量計の雨量ますにおける雨量〇・〇五ミリメートルを示す目盛線を除く。）が気象測器の表す量の一定量ごとに附されていること。 三～五　（略） 六　主な目盛線に、気象測器の表す量を示す数字（以下「目盛数字」という。）を附したものであること。 七　ガラス管を用いた気象測器にあっては、ガラス管の中心軸に対して直角に目盛線が附されたものであること。 （構造） **第二十六条**　電気式温度計は、次の各号に掲げるものを有するものでなければならない。 一　感温体としての金属の測温抵抗体（以下この款において「抵抗体」という。）